

『政治において正しいとはどういうことか：
ポスト基礎付け主義と規範の行方』

田畑真一*・玉手慎太郎**・山本圭***編著、勁草書房、2019年

高宮正貴†

本書は、「ポスト基礎付け主義」という政治的態度において、「正しさ」をいかに論じうるかをテーマとした論集である。ポスト基礎付け主義は、当然「基礎付け主義」の後に来るものである。では、基礎付け主義とは何か。『「基礎付け」とは、伝統的な形而上学的真理、歴史の本質やその隠された意味を求める歴史哲学、あるいは啓蒙の伝統にある理性／合理性とそれを備えた主体観のように、知のシステムの土台としてシステムそのものを支える、それ以上遡って根拠を問うことを禁じられた正統性の源泉であり、『基礎付け主義』とは、そのような基礎付けを土台として据えようとする態度である』（25頁）。一方、「ポスト基礎付け主義が認めているのは、『ひとつの最終的な』基礎付けが不在であるということなのであり」、「複数形の基礎付け」を認める立場である（27頁）。しかし、ポスト基礎付け主義は、単に「最終的な基礎の不在を認めることで立ち止まることはないし、それゆえ反・基礎付け主義的なニヒリズム、実存主義、多元主義になることもない」（27頁）。

ここである疑問が生じる。基礎付け主義の批判がなぜ反基礎付け主義であってはならないのか。この問いに対して、自由民主主義を擁護する言説と、虚言に等しい差別的言説が同じメニューに載って提示されたら、基礎付け主義への郷愁に駆られても無理はない、と第1章で山本は述べる。山本はまた、反基礎付け主義を唱えたりチャード・ローティが、基礎付けを批判した後に素朴にも愛国主義を持ち出したことへの違和感を表明する。つまり、ポスト基礎付け主義とは、最終的な基礎を批判した後でもなお、なんらかの「望ましさ」を語る必要がある立場である。つまり、「真理に基づく政治」と「力に基づく政治」の間で、いかにして「正しさ」を語りうるのかを問題にする。言い換えれば、ポスト基礎付け主義は、「基礎なき倫理を相対化する政治の優位とすべてを政治に還元することを拒否する倫理の優位、この両者の間で引き裂かれたアンビヴァレントな態度を引き受けるものである」（12頁）。そこで、本書評も、この「倫理と政治はいかなる関係にあるべきか」という視点から各章の内容を概観・考察していくことにする。

山本圭の第1章「アゴニズム再考」は、ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの理論と

* 東京大学大学院総合文化研究科特別研究員

** 東京大学大学院医学系研究科特任研究員

*** 立命館大学法学部准教授

† 大阪体育大学教育学部准教授

takamiya@ouhs.ac.jp

してアゴニズムを取り上げている。では、アゴニズムにおいて、政治と倫理はいかに関係するのか。対立や抗争を主張するアゴニズムは、「闘技的な敬意」や「批判的応答性」を尊重している点に倫理がある。だから、アゴニズムは他者の暴力的な排除を批判しうる。

玉手慎太郎の第2章「われわれは『明白な不正義』に同意できるか」は、アマルティア・センの正義論に基づき、ポスト基礎付け主義においても相対主義に陥らないための倫理のあり方を明確に提示している。正義には同意し得ないとしても「明白な不正義」には同意できるのではないかというのである。このことを、玉手はセンのアイデンティティ論をもとに正当化している。センによれば、ある個人のアイデンティティは複数あるからこそ、明白な不正義には同意できる。たとえば、自民族中心主義者も、同時に人の親でありうる。であれば、その人は他民族の子を平然と殺しうるだろうか。玉手は、センをもとにアイデンティティの複数性とアダム・スミスの「不偏的な観察者」の概念とを接合することで、正義については同意し得ないとしても明白な不正義には同意しうる可能性を示している。

田村哲樹の第3章「熟議民主主義における『正しさと政治』とその調停」は、熟議システム論において、「正しさ」と「政治」がいかに調停されているかを論じている。田村は論述の導きとして、最初に2つの政治理論の潮流を挙げる。1つは、ジョン・ロールズに代表される「規範的政治哲学」である。もう一方の「政治の政治理論」は、規範よりも別の規範の生成可能性を、望ましい秩序よりも秩序形成のメカニズムを、最後に、社会的基盤の偶発性・不確実性を重視する。熟議システム論は、熟議を特定の間や実践としてではなく、様々な間や実践の連関と捉え、その諸要素の分業に焦点を当てる。この熟議システム論と「正しさ」の調停の仕方は2通りある。1つは、認知的民主主義のように、手続きと独立した正しさの基準に頼る。もう1つは、手続き主義的な基準で、手続き内在的な正しさの基準を採る。田村は後者を選ぶ。それは、どちらが優れているかというよりも、ポスト基礎付け主義に適合的だからである。しかし、手続き内在的な正しさは結論の正しさにコミットしない。ならば、手続き主義は、ヒトラーが民主的な手続きを経て選ばれたという問題にどう答えるのか。それを回避するには、「正しくないこと」に対する「批判」を、「批判的ミニ・パブリックス」のような形でシステムの中に組み込んでおく必要があると田村は論じる。

田畑真一の第4章「批判は可能か」は、J. ハーバーマスの再構成に基づく内在的批判に注目することで、ポスト基礎付け主義にふさわしい批判のあり方を論じている。批判には正当化と動機付けが求められる。というのは、カントや功利主義のような外在的な正当化だけでは、人々は規範に従おうとはしないからである。そこで、人々が既にコミットしている基準に訴えた上で、その基準と実際の行為の「遂行的矛盾」に訴えることによって、基準に従うことを「説得」する。具体的には、「了解志向のコミュニケーション的行為」は不可欠なコミットメントだから、誰かを排除することがそれと矛盾することを説くのである。では、ハーバーマスのこのような討議倫理がなぜ基礎付け主義でないかと言えば、了解志向は疑い得ないとしても、定式化された普遍的原理は可謬的だからである。ここで、ハーバーマスが普遍化原理という倫理に訴えていることは間違いない。

寺尾範野の第5章「イデオロギー研究は『政治における正しさ』について何をいいうるか」は、マイケル・フリーデンのイデオロギー研究を扱っている。この章は他の章とは趣が異なり、「正しい」規範を直接は論じていない。イデオロギー研究は、イデオロギーが「普遍的な正しさ」という規範を人々に与えることで、いかなる機能を果たしているかを論ずる経験的な政治理論である。ここでイデオロギーは中立的・分析的な概念であり、否定的な意味合いはない。イデオロギーなしには

人々は安心して生きられない。イデオロギーは、本質的に論争的な諸概念から「論争性」を剥ぎ取ることによって「脱論争化」を果たす。たとえばリバタリアニズムは、「私的所有権」を絶対化することによって、「小さな政府」化を正統化する。つまり、イデオロギーは「正しさ」という倫理に訴えることによって特定の概念を脱論争化するという政治的機能を果たすのである。このようにフリーデンのイデオロギー研究は経験的な政治理論だが、一定の政治的な「正しさ」に寄与する面もある。それは、「過去に存在した脱論争化の過程と成否についての認識の深化をもたらす」とともに、「われわれ自身の規範的理解についての自己理解も深めてくれる」（153-154頁）からである。

市川秀之の第6章「教育におけるポスト基礎付け主義」は、ポスト基礎付け主義における「正しさ」の問題を教育との関係で論じている。ポスト基礎付け主義において「正しさ」はヘゲモニーの問題になる。なぜなら、規範の超越的な土台が存在しないならば、いかに規範を人々に受け入れさせるかが問題になるからである。それゆえ、ヘゲモニー自体が広義の教育的プロセスと見なされる。形而上学的な倫理学ならば「何が」正しいのかを論じればよいが、ポスト形而上学の時代においては、「誰が」規範を語り、信じるのかが問題になるからである。つまり、教育とは、人を育てることを通じて、何が正しいのかを決定する「基礎付け」の営みである。

もう1つ、ポスト基礎付け主義における教育において重要なのが「非対称性」の概念である。教育者と被教育者の非対称性自体はポスト基礎付け主義以前にもあった。だが、「強制から自由へ」教育するという非対称性は自律の形而上学によって正当化されていた。しかし、ポスト基礎付け主義において、その非対称性は疑問に付される。その場合、やはり教育すべき規範を掲げ続けるか、それとも「内容を欠いた空間」だけを用意するかという二者択一がありうる。これは、田村が言う手続き独立的な正しさと手続き内在的な正しさの対立と重なる。しかし、教育の場合には、「内容を欠いた空間」を用意するだけでよいのかということが、熟議システム論以上に問われる。それゆえ、もはや形而上学に頼れないとしても、強い倫理が必要なのではないか。その意味で、市川は「基礎付けとしての教育」の必要を説く。

同じ強い倫理の必要性は、生澤繁樹の第7章「『教育』を必要とするデモクラシー」からも読み取れる。生澤は、反基礎付け主義のローティと「探究の終わり」という未来を想定するミサックを対比させつつ、ミサックが言うような探究の条件の創出には教育が必要ではないかと問う。そこでデューイの「探究としての教育」論が検討される。デューイは教育の外在的な目的を批判し、教育というプロセスそれ自体が目的であるとした。しかし、デューイのように「農夫」と「教育者」の探究を同列に扱ってよいのかと生澤は問いかける。というのも、教育の帰結と農業の帰結を同一視できるだろうか。教育にはそれに特有の「責任」が伴い、「倫理」が問われるのではないか。探究そのものが教育であるとしても、探究を可能にするのも教育であるという探究と教育のズレも、そこには関係しているだろう。

柿並良佑の第8章「『ポスト基礎付け主義』の『後』で？」は、オリヴァー・マーヒャルトのナンシー論をめぐって、存在論、倫理、政治の三者の関係を扱っている。たとえば、「一般的等価性」による計算可能性を是とする資本主義と、「計算不可能性」を尺度とするデモクラシーとの対比があるが、その際、なぜ計算不可能性は正義なのだろうか。また、存在論的な次元の自由を説くナンシーに対して、マーヒャルトは、そうした自由がある程度は制度化される必要があると言う。これは倫理と政治の関係への問いであるとともに、潜勢的なものと現勢的なものとの関係への問いでもある。

大河内泰樹の第9章「基礎付けなき判断」は、アレント、ローティ、ロールズ、ブランドムがカ

ントの反省的判断力をどのように受け継いでいるのかを論じながら、反省的判断力に基づくことによって、基礎付け主義の放棄がいかにして「何でもあり」の相対主義にならずに済むのかを論じている。反省的判断力論においては、われわれは社会歴史的に形成された文化の中にある「実例」をもとに規範を解釈せざるを得ない。その意味で、ここでは政治と倫理は明確には区別できないと言える。

読者は、基礎付け主義を放棄した後に、倫理と政治の関係がいかによりあるかについての「実例」を本書に見出すだろう。本書はポスト基礎付け主義として括られうる幅広い思潮をバランスよく押さえている。しかし、ないものねだりを承知で言えば、規範の正当化の方法には基礎付け主義だけでなく、「反省的均衡」に基づくような「整合説」もあることから、ポスト基礎付け主義における整合説のあり方を知りたいと思った。